

医療分野の労働者派遣について

平成15年3月17日

厚生労働省医政局

労働者派遣法上の適用除外業務の位置付け

労働者派遣法上、労働者派遣事業の対象業務は原則自由化されている。
その上で適用除外業務を法律で限定列挙。
各医療関係職種を行う業務については政令で各資格毎に列挙。

【参考】労働者派遣法（抄）

- 第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。
- 一・二 （略）
 - 三 警備業法第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

【参考】労働者派遣法施行令（抄）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

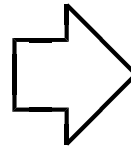
第2条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医師法第十七条に規定する医業
- 二 歯科医師法第十七条に規定する歯科医業
- 三 薬剤師法第十九条に規定する調剤の業務（医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（第八号において「病院等」という。）において行われるものに限る。）
- 四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含む。）
- 五 栄養士法第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る。）
- 六 歯科衛生士法第二条第一項に規定する業務
- 七 診療放射線技師法第二条第二項に規定する業務
- 八 歯科技工士法第二条第一項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

社会福祉施設等への労働者派遣の解禁について

1 改正の概要

【 現 行 】
医業等の医療関連業務については、
一律に派遣を禁止。



【 改 正 後 】

(1) 社会福祉施設等における医業等は解禁。
(2)を除き、派遣を解禁)

(2) 以下の施設等における医業等は、
引き続き派遣を禁止。

- ・ 病院・診療所
(厚生労働省令で定めるものを除く 1)
- ・ 助産所
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 医療を受ける者の居宅

1 厚生労働省令で定める病院・診療所

…社会福祉施設内に設けられた一部の施設（医務室）で、医療法上の診療所としての手続を行っているもの。
（身体障害者療護施設に設けられた診療所（医務室） 特別養護老人ホームに設けられた診療所（医務室）等）
社会福祉施設として派遣を解禁。

（参考） 『労働政策審議会建議一職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について』（平成14年12月26日）
（抜粋）

「 現行制度において労働者派遣事業の適用除外業務とされている医業等のうち、 病院、診療所、介護老人保健施設における業務、及び、 往診、訪問看護に関する業務については、派遣先が派遣労働者を特定できないこと等を考慮し、引き続き、適用除外業務とするが、社会福祉施設等における業務については、適用対象業務とすることが適当である。 」

2 施行期日

公布の日（平成15年3月末を予定）

規制改革の推進に関する第2次答申（抜粋）

平成14年12月12日 総合規制改革会議

（1） 派遣規制の見直し

平成14年3月に社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、社会福祉施設等における業務については医療関連業務の労働者派遣を可能とする厚生労働省の提案が示され、現在、労働政策審議会にて議論がなされている。

したがって、社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣については、できるだけ早期に結論を出し、その結論を踏まえ措置を講ずるべきである。【平成14年度中できるだけ速やかに措置】

また、上記の事項が措置されたとしても、医療機関における派遣は依然として認められていない。医療機関における医療従事者をニーズに応じて効率的・適正に配置し、医療提供体制の充実をどのように図っていくかは、国民（患者）本位の医療サービスの実現に大きく資する課題である。

したがって、医療機関における医療関連業務に対する派遣について検討し、結論を得るべきである。【平成16年度中に結論】

医療分野の労働者派遣に係る基本的対応方針

規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議決定）を踏まえ、

社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣について今年度内に措置するとともに、

医療機関における医療関連業務に対する派遣についても検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。

医療機関における派遣を検討する上での課題

現状の労働者派遣制度を、医療機関における医療関連業務に導入することについては、チーム医療の観点から、次のような問題があると考えられ、社会福祉施設等における派遣の影響・効果の分析や関係者の意見を踏まえた慎重な検討が必要である。

医療機関側が、医療スタッフを事前に特定できない。

医療スタッフの異動が頻繁になり、職場でのコミュニケーション不足などから医療ミスに繋がるおそれがある。

派遣会社の都合により、医療スタッフの異動を余儀なくされるおそれ。

派遣労働者は、派遣元企業の職員でありながら、医療機関の指揮命令下にあることになり、医療提供上の責任の所在が分散するおそれがある。

医療サービスの特徴

- 医療 = 人の生命・身体を預かるサービス。
- 一人の医師の活動だけでは完結せず、他の医師、看護師、理学療法士などの様々な医療スタッフとの連携（= チーム医療）があって初めて成り立つもの。
- 安全な医療の提供には、細心の注意が必要。

病院、診療所、社会福祉施設等における医療従事者数

(平成11年10月1日現在)

職 種	病 院	診 療 所	合 計	社会福祉施設等
総数	1,116,546	409,752	1,526,298	123,349
医師	166,616.7	116,921.8	283,538.5	50,655
常勤	137,024	97,153	234,177	1,120
非常勤	29,592.7	19,768.8	49,361.5	49,535
歯科医師	8,756.3	1,865.2	10,621.5	
常勤	7,290	1,066	8,356	
非常勤	1,466.3	799.2	2,265.5	
保健師	1,868	6,238	8,106	保健師、助産師、看護師 の合計
助産師	17,255	3,793	21,048	
看護師	509,762	86,772	596,534	
准看護師	230,619	149,445	380,064	48,161
診療放射線技師	32,363	6,529	38,892	
臨床検査技師	44,676	10,077	54,753	
理学療法士	17,273	3,463	20,736	3,514
作業療法士	8,014	1,131	9,145	1,804
視能訓練士	1,930	1,246	3,176	
臨床工学技士	5,873	2,301	8,174	
義肢装具士	59	73	132	
言語聴覚士	2,138	354	2,492	
歯科衛生士	3,522	1,735	5,257	
管理栄養士	14,765	管理栄養士、栄養士 の合計	管理栄養士、栄養士 の合計	管理栄養士、栄養士 の合計
栄養士	8,655			
歯科技工士	929	279	1,208	
薬剤師	41,472	9,673	51,145	

(人)

注) 「 」は統計数値なし

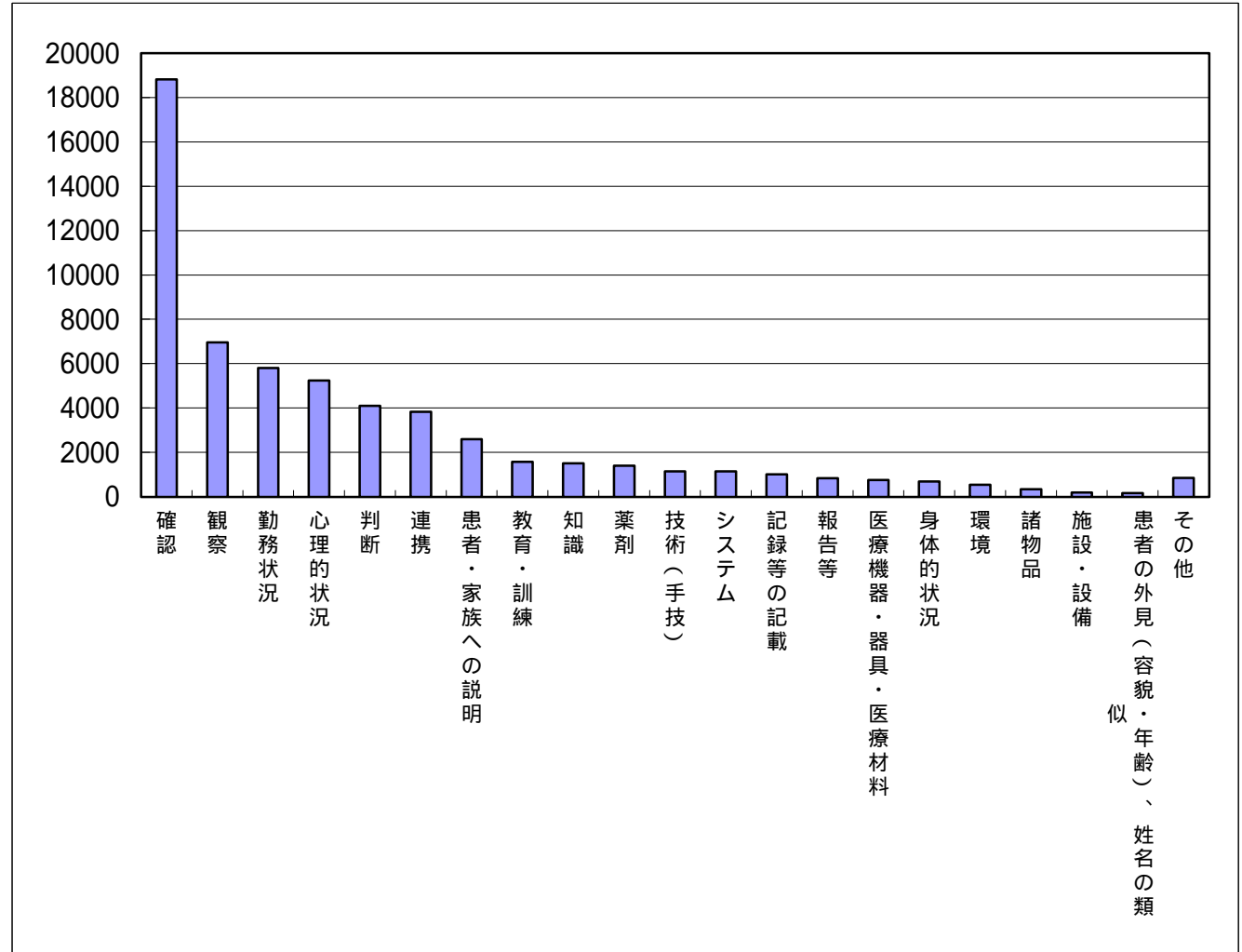
注) 病院、診療所の非常勤医師数は常勤換算したもの、また社会福祉施設等の非常勤医師数常勤換算していない

出典 : 病院・診療所については「平成11年医療施設調査 病院報告」
社会福祉施設等については「平成11年社会福祉施設等調査報告」

ヒヤリ・ハット事例における発生要因

ヒヤリ・ハット事例の発生要因として、連携は確認、観察、勤務状況、心理的状况、判断に次いで6番目の要因に掲げられている。

発生要因（複数回答）	件数	割合
確認	18819	31.7%
観察	6954	11.7%
勤務状況	5800	9.8%
心理的状况	5240	8.8%
判断	4096	6.9%
連携	3829	6.4%
患者・家族への説明	2586	4.4%
教育・訓練	1569	2.6%
知識	1505	2.5%
薬剤	1393	2.3%
技術（手技）	1146	1.9%
システム	1146	1.9%
記録等の記載	1004	1.7%
報告等	828	1.4%
医療機器・器具・医療材料	753	1.3%
身体的状況	691	1.2%
環境	531	0.9%
諸物品	335	0.6%
施設・設備	192	0.3%
患者の外見（容貌・年齢）、 姓名の類似	165	0.3%
その他	846	1.4%
合計	59428	100.0%



全事例：31,109事例

（平成13年8月1日～平成14年6月30日：22,734事例

平成14年8月27日～平成15年11月26日：8,375事例）